

第 1 3 8 1 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例……………3
 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例……………30
 甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………51
 甲府市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例……………59
 甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例……………60
 甲府市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例……………61
 甲府市保育の実施に関する条例を廃止する条例……………63
 甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例……………64

[規 則]

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………66
 甲府市農産物等直売管理施設条例施行規則の一部を改正する規則……………67

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則……………68
 甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則……………69
 甲府市母子及び寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則……………70
 甲府市福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則……………72
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………73

[告 示]

地籍調査の結果に基づき地図及び簿冊を作成した旨の公告……………74
 広告物等を保管した旨の公告……………75
 開発行為に関する工事の完了公告……………76
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………77
 開発行為に関する工事の完了公告……………78
 配当計算書（謄本）公示送達……………79
 充当通知書公示送達……………80
 都市計画変更案の縦覧公告……………81
 入札告示（7件）……………82
 国民健康保険被保険者証無効告示……………101

開発行為に関する工事の完了公告	102	プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	147
国民健康保険料納入通知書公示送達	103	[選挙管理委員会]	
市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達	104	選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の	
差押調書（謄本）公示送達	105	告示	151
住民票を職権消除した者の公示	106	[農業委員会]	
入札告示	107	甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	152
介護保険被保険者証無効告示	110	[上下水道局]	
開発行為に関する工事の完了公告	111	指定給水装置工事事業者の指定告示	153
平成26年度補正予算の公表	112	下水道工事指定店の指定告示	154
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	113	入札告示（11件）	155
参加差押通知書公示送達	115	[任免辞令]	
開発行為に関する工事の完了公告	116	市長事務部局	184
入札告示（2件）	117		
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	123	※別紙・別冊についての掲載は省略しています。	
開発行為に関する工事の完了公告	124		
都市計画事業認可図書縦覧告示	125		
入札告示（5件）	126		
道路区域の変更告示	137		
計量器定期検査の実施告示	138		
開発行為に関する工事の完了公告	139		
人事行政運営状況の公表	140		
交付要求通知書公示送達	141		
予防接種実施公告	142		
固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	144		
農業経営基盤強化促進法による基本的構想の変更公告	145		
[教育委員会]			
甲府市学校職員特殊通勤手当支給規則の一部を改正する規則	146		

条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第25号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第35条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第36条・第37条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第38条）

第2節 運営に関する基準（第39条～第51条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）

第4章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下
「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- (17) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (18) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。

- (19) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (20) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設等及びその職員は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。
- 6 特定教育・保育施設等は、食の安全及び安心の確保に関する小学校就学前子どもの知識と理解を深めるために必要な措置を講ずるとともに、地産地消に取り組むよう努めるものとする。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けたくない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他の公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含

む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学

前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定

こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

（特定教育・保育に関する評価等）

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、その提供する特定教育・保育の質に関し、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている

ときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項(第6条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育

を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等そ

の権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第40条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(非常災害)

第32条 特定教育・保育施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、行わなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、非常災害に対する防災マニュアルを作成し、支給認定子どもの保護者等に公開するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、市、地域住民及び消防機関その他の関係機関との非常災害時における連携協力体制の確立に努めるものとする。

5 特定教育・保育施設は、非常災害に対応するため、非常食、飲料水、日用品等の備蓄品の確保に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生を防止するための組織を設け、当該組織及び従業者に対し定期的に研修を行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、

当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同項第1号」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

- 第38条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、甲府市家庭的保育事業等の設

備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第47条に規定する運営規程の概要、第43条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用でき

るよう、選考するものとする。

- 3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。
- 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第43条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業

者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地

- 域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。
- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
 - 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
 - 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければな

らない。

- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第46条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第51条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第40条第2項の規定による選考の方法を含む。）

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第45条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録

- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第51条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第51条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第40条第2項及び第41条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣

総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

- 2 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

- 2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には

は、当分の間、第44条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（利用定員に関する経過措置）

第4条 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第38条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第43条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第26号

甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条～第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条～第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条～第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条～第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条～第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (2) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (3) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者及び当該満3歳以上の児童）をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。
- (5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 家庭的保育事業等 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例で定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第4条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に

属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全を確保するため、事故及び犯罪を防止する体制を整備するよう努めなければならない。

6 家庭的保育事業者等及びその職員は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

7 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

8 家庭的保育事業所等の建物は、昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手した建物であって、その構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上

の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業者等と非常災害）

第7条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、非常災害に対する防災マニュアルを作成し、利用乳幼児の保護者等に公開するものとする。

（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）

第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなけれ

ばならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1) 連携施設

- (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果及び必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項に規定する措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項に規定する措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条第1項において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的
に実施すること。

(職員)

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有す

ると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第34条第2項において同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のアからウまでに掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。た

だし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メ

一トール以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
（設備及び備品）

第38条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上70人以下	20人
71人以上	20人

(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のアからウまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

ウ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所

内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（準用）

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小

規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第49条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算

して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第27号

甲府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例で定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければな

らない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者及びその職員は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に対する防災マニュアルを作成し、利用者の保護者等に公開するものとする。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1

人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法に規定する大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その

提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間

- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻そ

の他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校その他の関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したも

の（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

甲府市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第28号

甲府市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

甲府市役所支所及び出張所設置条例（平成17年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「甲府市下向山町1523番地」を「甲府市下曾根町1070番地3」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第29号

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例

甲府市悠遊館条例（平成6年7月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

玉諸悠遊館	甲府市上阿原町564番地1
-------	---------------

別表に次のように加える。

玉諸悠遊館	大会議室、会議室第1、会議室第2、小会議室
-------	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

甲府市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第30号

甲府市福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例

(甲府市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 甲府市福祉事務所設置条例(昭和26年9月条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例の一部改正)

第2条 甲府市母子世帯児童就学資金貸付条例(昭和35年12月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(甲府市交通災害共済条例の一部改正)

第3条 甲府市交通災害共済条例(昭和42年7月条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母等」を「母子家庭等の母若しくは父」に改める。

(甲府市福祉センター条例の一部改正)

第4条 甲府市福祉センター条例(昭和49年3月条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「母子センター」を「母子・父子センター」に改める。

(甲府市中道YLO会館条例の一部改正)

第5条 甲府市中道YLO会館条例(平成17年12月条例第57号)の一部を次

のように改正する。

第12条第1項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母等」を「母子家庭等の母及び父（以下この号において「母等」という。）」に、「）及び」を「）並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

甲府市保育の実施に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第31号

甲府市保育の実施に関する条例を廃止する条例

甲府市保育の実施に関する条例（昭和62年3月条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 9 月 25 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第 32 号

甲府市公民館設置及び管理条例及び甲府市公民館使用料条例の一部を改正する条例

(甲府市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 甲府市公民館設置及び管理条例(昭和 29 年 12 月条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「甲府市下向山町 1524 番地」を「甲府市下曾根町 1070 番地 3」に改める。

(甲府市公民館使用料条例の一部改正)

第 2 条 甲府市公民館使用料条例(昭和 29 年 12 月条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表の甲府市中道公民館使用料の表中

「

大会議室	190 円	220 円	420 円	610 円	1,030 円
小会議室	70 円	80 円	150 円	200 円	350 円
調理実習室					
視聴覚室					
和室					

を

「

会議室	2,400 円	2,400 円	5,440 円	3,200 円	8,640 円
(会議室 1)	1,180 円	1,180 円	2,680 円	1,580 円	4,260 円

に

(会議室 2)	610 円	610 円	1,380 円	810 円	2,190 円
(会議室 3)	610 円	610 円	1,380 円	810 円	2,190 円

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

規則

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第22号

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める
規則

甲府市農産物等直売管理施設条例の一部を改正する条例（平成26年3月条例第
10号）の施行期日は、平成26年11月25日とする。

甲府市農産物等直売管理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第23号

甲府市農産物等直売管理施設条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市農産物等直売管理施設条例施行規則（平成18年2月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中

「

<input type="checkbox"/> 風土記の丘農産物直売所	<input type="checkbox"/> 直売所 <input type="checkbox"/> 加工所
--------------------------------------	---

を

「

<input type="checkbox"/> 風土記の丘農産物直売所	<input type="checkbox"/> 直売所
--------------------------------------	------------------------------

に改める。」

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第 24 号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和 41 年 11 月規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2（見出しを含む。）中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第25号

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則

甲府市保育料徴収規則（昭和56年3月規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1保育料表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考6(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

甲府市母子及び寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第26号

甲府市母子及び寡婦福祉資金の利子補給に関する規則の一部を改正する規則

甲府市母子及び寡婦福祉資金の利子補給に関する規則（昭和45年3月規則第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利子補給に関する規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「）及び」を「）及び法第31条の6第1項に規定する資金（以下「父子福祉資金」という。）並びに」に、「母子及び寡婦の」を「母子及び父子並びに寡婦の」に改める。

第2条中「及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

第3条第2号中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、「）第16条」の次に「（令第31条の7）を加え、「令第16条」を「場合を含む。）」に改め、同条第3号中「及び法第32条第4項」を「（法第31条の6第5項及び法第32条第5項」に、「法第15条の」を「場合を含む。）の」に改める。

第4条中「母子及び寡婦福祉資金利子補給申請書」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給申請書」に改める。

第5条第1項中「及び令第37条第2項において準用する令第8条第4項」を「、令第31条の6第4項及び令第37条第4項」に、「及び令第38条」を「（令第31条の7及び令第38条」に、「令第19条第1項の」及び「令第19条第2項の」を「場合を含む。）の」に改める。

別記様式中「母子及び寡婦福祉資金利子補給申請書」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給申請書」に改め、「母子福祉資金及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

甲府市福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第27号

甲府市福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市福祉センター条例施行規則（昭和49年5月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 母子・父子センター 市内に居住する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する母子家庭等の母及び父、児童（母子家庭等の母又は父に扶養されている者に限る。）並びに寡婦
第2号様式から第4号様式までの規定中「母子センター」を「母子・父子センター」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第28号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告示

甲府市告示第399号

甲府市朝気一丁目及び朝気二丁目の全域並びに青沼二丁目及び青沼三丁目の各一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成26年9月2日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 地図及び簿冊の名称
「甲府市地籍図」及び「地籍簿」
- 2 閲覧期間
平成26年9月3日から9月22日まで20日間
(9月6日・21日以外の土・日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日は除く。)
- 3 閲覧場所
平成26年9月3日(水)～8日(月)・17日(水)～22日(月)
甲府市総合市民会館 2階展示室(甲府市青沼三丁目5番44号)
平成26年9月9日(火)～16日(火)
甲府市勤労者福祉センター(甲府市朝気二丁目2番22号)
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日午前9時30分から午後4時までの間とする。

甲府市告示第400号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により広告物等を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成26年9月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月3日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字年代1045番1及び1046番1
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上今井町1407番地
株式会社雄永企画
代表取締役 市 瀬 侃

甲府市告示第402号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成26年9月4日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上町字年代1022番、1045番6、1045番8、1045番9、
1045番10及び1045番11
以上6筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上今井町1407番地
株式会社雄永企画
代表取締役 市 瀬 侃

甲府市告示第404号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） 税発第2497号 |
| 2 発送日 | 平成26年9月2日 |
| 3 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第405号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第2498号 |
| 2 発送日 | 平成26年9月2日 |
| 3 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 都市計画の種類
甲府都市計画高度利用地区の変更（甲府中央一丁目地区）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 3 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市建設部まち開発室都市計画課
- 4 縦覧期間
平成26年9月8日から平成26年9月22日まで
但し、縦覧場所の開所時間は、土、日曜日及び祝日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）11号		
工事名	①道路改良工事（市道 岩窪町中線） ②下水道管布設工事（H26C-1） ③（街路-14）配水管布設工事		
工事場所	甲府市岩窪町・古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	①道路改良工事（市道 岩窪町中線） 施工延長 L=70.99m 計画幅員 W=5.0m ・擁壁工 L=87.6m ・カルバート工 L=11.7m ・自由勾配側溝工 L=144.3m ・集水柵工 N=4箇所 ・上層路盤工 A=311.2㎡ ・下層路盤工 A=311.2㎡ ・仮設工 1式 ・付帯工 1式 ②下水道管布設工事（H26C-1） ・リブ付硬質塩ビ管布設工（φ200mm） L=61.5m ・人孔設置工（1号）4箇所 ・公設柵設置工 1箇所 ③（街路-14）配水管布設工事 ・DIP. NS（φ100）72.2m ・DIP. K（φ100）3.2m ・仕切弁. NS（φ100）2基 ・仕切弁. NS（泥吐弁）（φ75）1基 ・空気弁（φ20）1基
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 （税込み）	25,625,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事、下水道管布設工事又は配水管布設工事等。ただし、1件（道路改良工事、下水道管布設工事又は配水管布設工事との合算可。）の工事請負額が1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	<p>契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）12号		
工事名	①道路改良工事（市道 上町14号線） ②（街路－4）配水管布設工事		
工事場所	甲府市上町地内		
工事概要	1	工事内容	①道路改良工事（市道 上町14号線） 施工延長 L = 167.54 m 計画道路幅員 W = 5.0 m ・自由勾配側溝（300型）L = 167 m ・自由勾配側溝（400型）L = 165 m ・集水桝 N = 6 基 ・下層路盤 A = 611 m ² ・上層路盤 A = 611 m ² ・表層 A = 57 m ² ②（街路－4）配水管布設工事 ・DIP. NS（φ100）162.2 m ・DIP. K（φ100）6.5 m ・仕切弁. NS（φ100）1 基 ・仕切弁（泥吐弁）. NS（φ75）1 基
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 （税込み）	21,481,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事又は配水管布設工事等。ただし、1件（道路改良工事又は配水管布設工事との合算可。）の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。

			なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時15分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課		

〒400-8585
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 156号		
工事名	耐震性貯水槽60m ³ 型設置工事		
工事場所	甲府市宮原町地内		
工事概要	1	工事内容	耐震性貯水槽設置（鋼製60m ³ 級・井筒沈下工法）N=1箇所
	2	工期	平成27年3月6日まで
	3	予定価格（税込み）	15,919,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	貯水槽等地中構造物設置工事等。 ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問	平成26年9月8日

		開始日	
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 159号		
工事名	橋梁撤去工事（市道上町小瀬5号線柳沢橋）		
工事場所	甲府市小瀬町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・PC桁撤去工 74t ・コルゲートパイプ布設、撤去工 61.5m ・鋼矢板Ⅱ型油圧式バイプロ打込引抜工144枚 ・PC杭撤去工 20.1m³ ・A1、A2橋台取壊し工 63m³ ・かご柵護岸工 93m² 他
	2	工期	平成27年8月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	46,440,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路改良工事又は橋梁撤去工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 2,300万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅰ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月16日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、	

	公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 160号		
工事名	道路改良工事（市道国玉5号線）		
工事場所	甲府市国玉町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 320.0m 施工幅員 W = 7.0m ~ 7.4m ・側溝工（自由勾配側溝B300型） L = 539.0m ・集水柵・マンホール工（プレキャスト集水柵） N = 4.0箇所 ・現場打擁壁工（小型重力式用壁） L = 27.0m ・アスファルト舗装工（表層・上層・下層） A = 1553.0m ² ・アスファルト舗装工（路盤） A = 348.0m ² ・縁石工（歩車道境界ブロックB種） L = 218.0m ・縁石工（地先境界ブロック□150） L = 189.0m ・付帯工 1.0式
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 （税込み）	35,845,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。ただし、1件の工事請負額が、1,700万円以上の実績

			に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日

る照会		
価格以外の評価を修正した場合	公表	平成26年10月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市長 宮島雅展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（舗装）1号		
工事名	①交差点改良工事（市道宮原2号線）その3 ②（街路-1）配水管布設工事		
工事場所	甲府市宮原町・高室町地内		
工事概要	1	工事内容	①交差点改良工事（市道宮原2号線）その3 施工延長 L=310.0m 施工幅員 W=8.8m~15.0m ・側溝工（街路用可変側溝300型） L=189.0m ・縁石工（歩車道境界ブロック） L=225.0m ・踏掛版工（踏掛版）1.0式 ・街渠柵工（街渠柵）N=2.0箇所 ・車道舗装工（表層・基層・上層・下層） 1.0式 ・歩道舗装工（表層・路盤）1.0式 ・付帯工 1.0式 外 ②（街路-1）配水管布設工事 ・SSP（添架管）（φ300）4.6m ・SSP（φ300）2m ・DIP.NS（φ300）169.2m ・DIP.K（φ100）2.5m ・仕切弁.NS（φ300）3基 ・仕切弁.NS（泥吐弁）（φ100）1基
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 （税込み）	58,051,080円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内

格	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
	総合評価に関する事項		
1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ	
2	加算点の満点	10	
3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による	
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時50分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時50分
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで

説明	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 152号		
工事名	市道舗装工事(26-3)		
工事場所	甲府市下小河原町地内外		
工事概要	1	工事内容	昼間施工 ・施工延長 L = 125.6 m ・舗装工 A = 702 m ² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式 夜間施工 ・施工延長 L = 65.4 m ・舗装工 A = 419 m ² ・区画線工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成26年12月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,357,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日

	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時35分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第414号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成26年9月8日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月9日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下今井町字村東688番1から688番4まで及び690番2以上5筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町8番地
西東京興業株式会社
代表取締役 中 沢 健 次

甲府市告示第416号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年9月10日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-------|--|-------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 | |
| 2 | 発送日 | 平成26年8月1日 | |
| 3 | 項目 | 平成26年度国民健康保険料2期～9期分 | |
| 4 | 納期限 | 平成26年9月1日
(納期限を平成26年9月30日に再指定) | |
| | | 平成26年9月30日 | 平成26年10月31日 |
| | | 平成26年12月1日 | 平成27年1月5日 |
| | | 平成27年2月2日 | 平成27年3月2日 |
| | | 平成27年3月31日 | |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア | |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（16件） | |

甲府市告示第417号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年9月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名
平成26年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 3 保管場所
甲府市税務部税務総室市民税課

甲府市告示第418号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年9月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 差押調書（謄本） | 税発第2488号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第419号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を削除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成26年9月11日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 契約番号 | (市民長契) 第2号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市役所中道支所・甲府市中道公民館
機械警備業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成26年11月1日から平成34年10月31日
まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める山梨県公安委員会から警備業者と認定された者又は同法第9条の規定に定める届出書を山梨県公安委員会に提出している者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条の規定に定める届出書を提出している者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第43条及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年山梨県公安委員会規則第1号）の規定に定める即応体制が整備されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(10) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成26年9月12日（金）～平成26年9月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年9月12日（金）～平成26年9月19日（金）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年10月10日（金） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第421号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成26年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月12日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字大土井1652番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市加賀美354番地
メゾンセモアB-202
市川 幸弘

地方自治法第219条第2項の規定により、平成26年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成26年9月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成26年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 2 平成26年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成26年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成26年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）

平成26年9月16日 原案可決

公募型プロポーザル方式に係わる手続き開始の公告について、次のとおり参加申込及び企画提案を募集する。

平成26年9月18日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 業務名

甲府市公共施設等総合管理計画策定支援業務

2 業務概要

甲府市における公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）についての全体把握と、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもって更新、長寿命化等の計画を立案し、財政負担の平準化と最適な配置を実現するにあたり、専門知識を有する事業者はこの支援業務を委託する。

3 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

4 参加資格条件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年以内に他都市において、公共施設現況調査等、本業務と類似の業務策定支援の受託実績を有する者であること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有し、アセットマネジメント等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。

5 手続き等

- (1) 甲府市公共施設等総合管理計画策定支援業務委託に係わる公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部企画財政室行政改革課（担当：林）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

（電話）055-237-5293

（ファックス）055-222-2597

（メールアドレス）gkaikaku@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第425号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 参加差押通知書 税発第2226号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田565番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市西高橋町292番地
マンション西高橋305号
堀越 雄一

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第558号 |
| (2) 業務名称 | 排水機場ハザードマップ作成業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月27日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント（河川・砂防部門又は農業土木部門）」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う氾濫解析及びハザードマップ作成業務を受託した実績を有し、かつ、技術士（建設部門－河川・砂防又は農業部門－農業土木）又はRCCM（河川・砂防部門又は農業土木部門）の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けたものを除く。) でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成26年9月19日(金)～平成26年10月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年9月19日(金)～平成26年10月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年10月20日(月) 午前11時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 入札対象業務

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号 | 業務委託 第556号 |
| (2) 業務名称 | ため池ハザードマップ作成業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から平成27年3月27日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、「建設コンサルタント（河川・砂防部門又は農業土木部門）」で登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内に、国又は地方公共団体が行う氾濫解析及びハザードマップ作成業務を受託した実績を有し、かつ、技術士（建設部門－河川・砂防又は農業部門－農業土木）又はRCCM（河川・砂防部門又は農業土木部門）の資格を有する者を管理技術者として配置できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争

入札参加資格の再認定を受けたものを除く。) でないこと。

(9) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成26年9月19日(金)～平成26年10月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

(2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成26年9月19日(金)～平成26年10月1日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年10月20日(月) 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-1、8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第429号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年9月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | | |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第2718号 |
| | | 充当通知書 | 税発第2719号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市宮原町字堰添1160番1、1160番3、1161番1及び
1161番2
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宮原町1242番地
櫻 林 公 男

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年9月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 施行者の名称 甲府市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・3・1号 和戸町竜王線（中央四丁目工区）
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - （1）収用の部分 山梨県甲府市中央四丁目及び相生二丁目地内
 - （2）使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市中央四丁目475番地先
 - 終 点 山梨県甲府市相生二丁目 58番地先
 - 延 長 308m
 - 幅 員 22m
 - 車線の数 4車線その他別添の設計の概要を表示する図書のとおり。
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成23年 8月25日
 - 至 平成33年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市整備課

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 165号		
工事名	新紺屋小学校他グラウンド復旧工事		
工事場所	甲府市武田一丁目3番34号他		
工事概要	1	工事内容	①新紺屋小学校 ・表層工：火山砂2mmアンダー＋焼成粒土（t＝100）1,251.6㎡、 ・路盤工：C40（t＝100）1,251.6㎡ ②舞鶴小学校 ・表層工：火山砂2mmアンダー＋焼成粒土（t＝100）1,475.7㎡
	2	工期	平成27年1月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	17,971,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日

	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 166号		
工事名	相川小学校他グラウンド復旧工事		
工事場所	甲府市古府中町1501他		
工事概要	1	工事内容	①相川小学校 ・表層工：火山砂2mmアンダー＋焼成粒土（t＝100）2,171.0㎡、 ②北新小学校 ・表層工：火山砂2mmアンダー＋焼成粒土（t＝100）1,196.4㎡
	2	工期	平成27年1月16日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,802,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時35分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 175号		
工事名	春日歩道橋改修工事		
工事場所	甲府市丸の内二・三丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート補修工 1式 ・高欄裾隠し補修工 1式 ・排水管補修工 1式 ・鳥害対策工 1式 ・橋面舗装打換工 1式 ・塗装工 1式 ・付帯工 1式
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,869,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路改良工事等。ただし、1件の工事請負額が800万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 167号		
工事名	遊亀公園駐車場整備工事		
工事場所	甲府市太田町地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装工（表層工・路盤工） 2, 507 m² ・駐車桝設置工 1, 340 m ・パーキングブロック設置工 108 m ・フェンス設置工Ⅰ 76 m ・フェンス設置工Ⅱ 32 m ・公園照明設置工 4本 他
	2	工期	平成27年1月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	22, 485, 600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(塗装) 176号		
工事名	南西第二団地4号棟外壁他改修工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目18		
工事概要	1	工事内容	・外壁他塗装改修 2,262㎡ ・屋上シート防水改修 420㎡
	2	工期	平成27年2月27日まで
	3	予定価格 (税込み)	33,689,520円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値(P)600点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の塗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に 関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成 要領による
日程	1	入札説明書等配付開始 日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切 日	平成26年10月6日

	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札日時	平成26年10月22日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月27日
	12	開札日時	平成26年10月31日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成26年11月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月29日まで
	2	回答	平成26年10月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月30日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	

支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成26年10月8日まで一般の縦覧に供する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1391
- 3 路線名 西油川2号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市西油川町字桑田46番2地先から 甲府市西油川町字蛭沢82番1地先まで	4.5～ 4.6	66.6
新	甲府市西油川町字桑田46番2地先から 甲府市西油川町字蛭沢82番1地先まで	5.0～ 6.3	66.6

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、定期検査の実施について次のとおり告示する。

平成26年9月25日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象区域
10月27日(月)	午前10時～正午 午後1時～3時	中央公民館	平成26年度1期及び 平成25年度定期検査 対象地区
10月28日(火)	午前10時～正午	市立図書館	琢美地区
10月28日(火)	午後1時30分 ～3時30分	新紺屋小学校	朝日地区 新紺屋地区
10月29日(水)	午前10時～正午	旧穴切小学校	穴切地区 相生地区
10月29日(水)	午後2時～3時	上九一色出張所	上九一色地区

2 検査対象特定計量器 質量計

甲府市告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市川田町字北田314番1から314番4まで、316番及び318番2から318番7まで
以上11筆及び水
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折二丁目4番5号
学校法人山梨学院
理事長 古 屋 忠 彦

甲府市告示第440号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成25年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市告示第441号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 税発第2683号 |
| 2 | 発送日 | 平成26年9月16日 |
| 3 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 4 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

1 実施内容（平成26年10月分）

種 類	対 象 者		場 所
Hib	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	指定 医療機関 (別掲)
	追加		
肺炎球菌 (小児がかかるもの)	初回	生後2月から生後60月に 至るまでの間にある者	
	追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 不活化ポリオ (DPT-IPV)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
百日せき ジフテリア 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
単独不活化ポリオ	第1期初回	生後3月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
B C G	生後1歳に至るまでの間にある者		
水痘	初回	生後12月から生後36月に 至るまでの間にある者	
	追加		
麻しん風しん混合 (M R) 麻しん単独 風しん単独	第1期	生後12月から生後24月に 至るまでの間にある者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	

日本脳炎	第1期初回	生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	
	第1期追加		
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例※1	平成7年4月2日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から 16歳となる日の属する年度の末日までの 間にある女子		
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、 じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（障害者手帳1級相当） 		高齢者インフルエンザ指定医療機関

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人
- (4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

甲府市告示第443号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--|
| 1 書類名 | 平成26年度固定資産税（土地家屋）第1期督促状
平成26年度固定資産税（土地家屋）第2期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第5項の規定により同意を得たので、同法第6条第6項の規定に基づき公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成26年9月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

教育委員会

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第8号

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員特殊勤務手当支給規則（昭和47年10月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

支給対象	支給額
1 前項第1号アの業務	8,000円
2 前項第1号イ及びウの業務	7,500円
3 前項第2号及び第3号の業務	4,250円
4 前項第4号の業務	3,000円
5 前項第5号の業務	900円
6 前項第6号の業務	200円

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成26年9月3日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託（伊勢、里垣、相川、石田小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、伊勢、里垣、相川、石田小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。

- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立朝日小学校、千塚小学校、大國小学校及び池田小学校、大里小学校、北新・千代田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。
(企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>)
- 6 主催及び事務局
主 催 甲府市教育委員会
事務局 教育部教育総室学事課
山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て
F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8
T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成26年9月3日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託（玉諸、舞鶴小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、現在まで継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえるなかで、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、現在においては、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、玉諸、舞鶴小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。
- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

- (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立朝日小学校、千塚小学校、大国小学校及び池田小学校、大里小学校、北新・千代田小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。
(企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>)

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課 宛て

F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8

T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成26年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

- | | | |
|---|--------|----------|
| 1 | 1/50の数 | 3, 120人 |
| 2 | 1/3の数 | 51, 999人 |
| 3 | 1/6の数 | 26, 000人 |

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成26年9月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成26年9月26日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成26年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成27年度甲府市農業施策に対する建議書について
- 4 平成26年度甲府市農業賞候補者の推薦について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第44号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成26年9月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

指定番号	第390号
指定業者名	株式会社小野設備
所在地	山梨市下石森702番地
代表者	小野旻久

甲府市上下水道局告示第45号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年9月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

指定年月日	平成26年9月3日
指定番号	第288号
指定店名	株式会社小野設備
所在地	山梨市下石森702番地
代表者氏名	小野 旻久

甲府市上下水道局告示第46号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月4日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

1 入札対象業務

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 入札番号 | 委託－330026号 |
| (2) 業務名称 | 浄化 ハロン消火設備点検整備業務委託 |
| (3) 業務内容 | 仕様書による |
| (4) 履行期間 | 仕様書による |
| (5) 履行場所 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 消防設備士甲種第3類の有資格者を、正規雇用している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (9) 市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がない者であること。
- 3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成26年9月4日(木)～平成26年9月17日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市上下水道局ホームページ(企業向け情報/入札情報)又は甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成26年9月4日(木)～平成26年9月17日(水)
(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市上下水道局業務部業務総室総務課管財契約係
甲府市下石田二丁目23番1号
電話055-228-3436
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成26年10月7日(火) 午後1時30分
- (2) 場 所 甲府市上下水道局本庁舎3階入札室
甲府市下石田二丁目23番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第47号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110051号		
工事名	(更新-2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市丸の内三丁目地内（市立舞鶴小学校の南）		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ100) 303m ・DIP. K (φ100) 13.5m ・DIP. NS (φ75) 34m ・DIP. K (φ75) 3.5m ・HPPE (φ75) 82m ・HPPE (φ50) 6m ・仕切弁. NS (φ100) 9基 ・仕切弁. NS (φ75) 6基 ・仕切弁. K (φ75) 1基 ・仕切弁. PE (φ75) 1基 ・仕切弁. PE (φ50) 1基 ・消火栓 (φ75) 1基 ・水抜栓 (φ25) 7基
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	35,222,040円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に

			完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時20分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時20分
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日
価格以外の評価		公表	平成26年10月16日

を修正した場合		
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第48号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110052号		
工事名	(更新 - 4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目・徳行二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ DIP. NS (φ150) 354.5m ・ DIP. K (φ150) 3.5m ・ DIP. NS (φ100) 363.5m ・ RRVP (φ100) 5.5m ・ DIP. NS (φ75) 7.5m ・ RRVP (φ75) 8m ・ (泥吐管) DIP. NS (φ75) 2m ・ (泥吐管) SGP-VD (φ50) 1.5m ・ 仕切弁. NS (φ150) 12基 ・ 仕切弁. NS (φ100) 11基 ・ 仕切弁. NS (φ75) 1基 ・ 不断水簡易仕切弁 (φ75) 1基 ・ 泥吐弁 (φ75) 2基 ・ 消火栓 (φ75) 2基 ・ 水抜栓 (φ25) 4基
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	56,666,520円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が2,800万円以上の実

			績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時30分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時30分
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日

る照会		
価格以外の評価を修正した場合	公表	平成26年10月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第49号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 130052号		
工事名	下水道改良工事（浸入水対策H26-1）		
工事場所	甲府市古府中町地内 外		
工事概要	1	工事内容	・人孔鉄蓋調整・取替工 37箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成27年2月13日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,944,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水構造物調整補修工事等。ただし、 1件の工事請負額が500万円以上の 実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日

	8	設計図書に関する質問 開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時25分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する 説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第50号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 140016号		
工事名	濁川東一処理分区下水道管布設工事(特環・H26C-1)		
工事場所	甲府市上阿原町地内		
工事概要	1	工事内容	夜間施工 ・鉄筋コンクリート管推進工(高耐荷力方式・泥水工程式)(φ250mm) L=56.00m ・人工設置工(1号) 1箇所 ・公設柵設置工(取付管推進工法、柵圧入設置工法) 1箇所 ・付帯工 1式
	2	工期	平成27年3月13日まで
	3	予定価格(税込み)	29,656,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	下水道管敷設工事等。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日

	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月6日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第51号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 110059号		
工事名	(そ-6) 平瀬浄水場遠方監視制御装置更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437番地3 平瀬浄水場外		
工事概要	1	工事内容	・平瀬浄水場遠方監視制御装置 1面 ・平瀬浄水場中央監視制御装置 機能増設1式 ・既設盤 機能増設1式 ・撤去工事1式
	2	工期	平成28年3月11日まで
	3	予定価格 (税込み)	358,333,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	電気 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評価値(P) 1,200点以上
	3	同種工事施工実績	上下水道施設の電気設備工事において、 監視制御装置等工事の新設・増設・更 新工事。ただし、1件の工事請負額が 1億7千万円以上の実績に限る。なお、 当該主要機器である遠方監視装置を自 社における設計及び製作が可能な者。 元請として平成12年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の

			ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前9時40分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前9時40分
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月16日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札	

	申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	平成 27 年度のみ請求できる
	中間前金払	請求できない
	部分払	請求できない
年度支払限度額	平成 26 年度	0 円
	平成 27 年度	工事請負額全額
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第52号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月8日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(機械) 110058号		
工事名	(そ-7) 平瀬浄水場1系列薬品沈澱池フロキュレータ更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437番地3 (平瀬浄水場内)		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1系列薬品沈澱池フロキュレータ 4台 ・ 1系列薬品沈澱池電気設備更新 1式 ・ 既設盤機能増設 1式 ・ 撤去工事 1式
	2	工期	平成27年12月15日まで
	3	予定価格 (税込み)	269,624,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P) 1,000点以上
	3	同種工事施工実績	上下水道施設の機械設備工事。 ただし、1件の工事請負額が1億3千万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に	1	総合評価方式の種類	簡易型II

関する事項	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年9月18日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成26年9月18日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年9月25日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成26年9月26日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年9月26日
	10	入札日時	平成26年10月6日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月9日
	12	開札日時	平成26年10月17日 午前10時
	13	落札者決定日	平成26年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月1日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月2日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月15日まで
	2	回答	平成26年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月16日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	平成 27 年度のみ請求できる
	中間前金払	請求できない
	部分払	請求できない
年度支払限度額	平成 26 年度	0 円
	平成 27 年度	工事請負額全額
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124</p>	

甲府市上下水道局告示第53号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110060号		
工事名	(更新-6) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市北新一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ150) 165.5m ・DIP. K (φ150) 6.5m ・DIP. NS (φ100) 102m ・DIP. K (φ100) 5m ・SSP (φ50) 2m ・SSP (φ40) 3m ・仕切弁. NS (φ150) 1基 ・仕切弁. K (受挿一体型) (φ150) 1基 ・仕切弁. NS (φ100) 2基 ・スリース弁 (φ40) 1基 ・消火栓 (φ75) 2基
	2	工期	平成27年3月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,830,680円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	<p>配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時45分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第54号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110061号			
工事名	(災対-2) 配水管布設替工事			
工事場所	甲府市大里町地内			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ150) 466m ・DIP. K (φ150) 10.5m ・DIP. NS (φ100) 38.5m ・DIP. K (φ100) 2.5m ・DIP. NS (φ75) 35.5m ・DIP. K (φ75) 4m ・HPPE (φ75) 279m ・仕切弁. NS (φ150) 9基 ・仕切弁. NS (φ100) 2基 ・仕切弁. NS (φ75) 4基 ・消火栓 (φ75) 2基 ・泥吐弁 (φ75) 1基 ・水抜栓 (φ25) 6基 ・不断水簡易仕切弁 (φ150) 2基 	
	2	工期	平成27年3月13日まで	
	3	予定価格 (税込み)	56,796,120円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内	
	2	競争入札参加資格	土木一式 A	
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が2,800万円以上の実績に限る。	

			元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札日時	平成26年10月22日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月27日
	12	開札日時	平成26年10月31日 午前9時
	13	落札者決定日	平成26年11月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月29日まで
	2	回答	平成26年10月30日

価格以外の評価を修正した場合	公表	平成26年10月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第55号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成26年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110063号			
工事名	(ブ-1) 配水管布設工事			
工事場所	甲斐市中下条地内（千松橋の西）外3箇所			
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ450) 97.5m ・DIP. K (φ450) 1.5m ・DIP. K (φ200) 8m ・DIP. NS (φ150) 2m ・DIP. K (φ150) 4m ・DIP. NS (φ100) 161m ・DIP. K (φ100) 6m ・DIP. NS (φ75) 7.5m ・RRVP (φ75) 2.5m ・DIP. NS (泥吐管) (φ75) 3m ・SGP-VD (泥吐管) (φ50) 1m ・バタ弁. NS (φ450) 1基 ・仕切弁. K (φ200) 1基 ・仕切弁. NS (φ150) 1基 ・仕切弁. NS (φ100) 3基 ・仕切弁. NS (φ75) 1基 ・仕切弁. NS (泥吐弁) (φ75) 1基 ・水抜栓 (φ25) 2基 	
	2	工期	平成27年3月13日まで	
	3	予定価格 (税込み)	39,913,560円	
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用	
入札参加資	1	本店所在地	給水区域内	

格	2	競争入札参加資格	土木一式 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値（P）660点以上
	3	同種工事施工実績	配水管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が1,800万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日
	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札日時	平成26年10月22日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成26年10月27日
	12	開札日時	平成26年10月31日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成26年11月4日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書

入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成26年10月29日まで
	2	回答	平成26年10月30日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成26年10月30日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第56号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成26年9月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 178号		
工事名	古関・梯町簡易水道導水管布設替工事		
工事場所	甲府市古関町地内（精進湖トンネルの北）		
工事概要	1	工事内容	・φ100 高強度繊維補強ポリエチレン管 L=144.0m ・架空配管支持塔柱 5基
	2	工期	平成27年3月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	13,593,960円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	水道管工事等。 ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成26年9月25日
	2	入札説明書等配付締切日	平成26年10月6日
	3	申請書受付開始日	平成26年9月25日
	4	申請書受付締切日	平成26年10月6日
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成26年10月10日
	6	設計図書配付開始日	平成26年9月25日

	7	設計図書配付締切日	平成26年10月14日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成26年9月25日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成26年10月14日
	10	入札及び開札日時	平成26年10月22日 午前9時55分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成26年10月17日 午後5時まで
	2	回答	平成26年10月20日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

市立甲府病院
退職を承認する

診療部

医師

松岡峻一郎

以上 発令日 平成26年 9月30日